

大津市公共施設予約システム 利用者登録同意書【坂本市民格技場】

該当する項目、ご確認いただいた項目にチェック・記入してください。（*は必須項目）

利用者ID（未取得の場合は記入不要）	
*主な使用目的（競技種目等を具体的に記入）	

*1. ご登録にあたって

- 「団体(利用者)名」「代表者名」「構成員の一部」が、すでに登録されている団体と重複している場合は、新規登録はできません。
- 使用目的に変更があった場合は、本同意書を改めてご提出ください。

2. ご登録に必要な書類について

1. 団体構成員名簿（個人登録の場合は不要です）

- 団体構成員名簿に記載された登録者(数)が変更される場合は、名簿の再提出が必要です。
 - 施設利用は申請した登録団体のみ可能なため、名義貸し等はできません。
- 団体構成員の割合について
- 構成員の半数以上が市内在住者(市内在勤・在学を含む)【市内団体】
 - 構成員の半数を超える者が市外在住者【市外団体】 ※代表者が市外在住者の場合は「市外団体」となります。

*2. 代表者の本人確認書類

- 運転免許証、資格確認書、学生証、マイナンバーカード、パスポート 等

3. 減免要件確認書

- 下記に該当する団体は、施設使用料の50%減免があります。該当する場合はチェックを入れてください。
 - 構成員の半数以上が小中高生、又は就学前の子ども
 - 構成員の半数以上が高齢者(65歳以上)
 - 構成員の半数以上が障がい者

4. 保護者同意書 ※代表者が未成年の場合、必要となります。詳細は施設の窓口にお問い合わせください

3. ご使用にあたって

*【使用の制限】 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可できない場合があります。

- ①公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - ②格技場の施設又は設備を汚損、又は損傷するおそれがあるとき。
 - ③営利を目的とすると認められるとき。
 - ④その他格技場の管理上支障があると認められるとき。

*【施設の使用時間】

- 9時～21時、1時間単位

*【使用許可の取り消し】

- 【使用の制限】のいずれかに該当する事由が発生したときは、使用の許可を取り消す場合があります。

4. 予約及び支払いについて

* 予約の申込について

使用日の14日前までにお申し込みください。

* 使用料のお支払いについて

1次受付（抽選）は当選確定後、抽選月の月末までにお支払いください。
2次受付（先着）は仮予約が確定したら、使用日の7日前までに使用料のお支払いをお願いします。キャンセルする場合は
お待ちのお客様のため、お早めにご連絡くださいますようお願いいたします。

* 料金のお支払い後のキャンセルに関して

使用料等お支払い後のキャンセルについては、返金はいたしません。
ただし、施設の都合上、やむを得ずキャンセルする場合は、この限りではありません。

5. その他

* 【1次予約（抽選）・2次予約について】

1次予約は抽選となりますので、ご希望の日時・施設が取れない可能性がありますのでご了承ください。
抽選で落選された場合も、空きがでる場合がございます。
2次（先着）予約開始日の午前0時以降に「大津市公共施設予約システム」でご予約いただけます。

利用案内の内容を遵守し、施設を利用することに同意します。

団体名

*氏名

*連絡先（TEL）

*住所

〒

以下は施設管理者の記入欄です。何も記入しないでください。

受付

令和 年 月 日